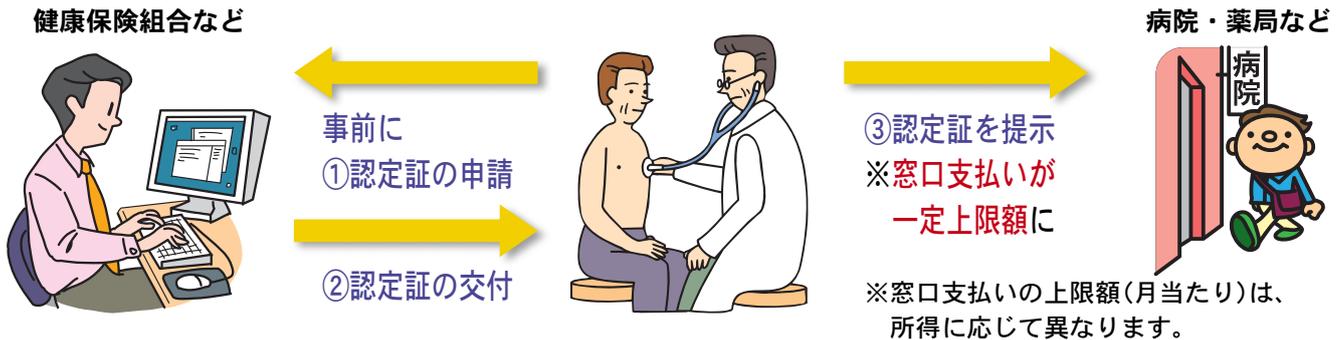


高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から

**「認定証」などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額にとどめられます**

高額な外来診療を受けたとき



これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いしていただいていたのですが、平成24年4月1からは、医療機関等ごとにひと月の窓口負担が限度額を超える分については、窓口で支払う必要はなくなります。 ※世帯の状況により、すぐに申請受付できない場合があります。

| 高額な外来診療受診者 | 事前の手続き | 病院・薬局など |
|-----------------------------|--|----------------------------|
| ・70歳未満の方 ・70歳以上の非課税世帯等の方 | 加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください | 「認定証」を窓口に表示してください |
| 70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方 | 必要ありません | 「高齢受給者証」を窓口に表示してください |
| 75歳以上で、非課税世帯等ではない方 | 必要ありません | 「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に表示してください |

- 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
(高額療養費の支給申請をして頂き、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

事前の申請など、詳細は、加入されている健康保険組合、全国区健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問い合わせください。

うるま市 国民健康保険課

- 国民健康保険に関するお問い合わせ…………… ☎973-3202
- 後期高齢者医療保険や特定健診に関するお問い合わせ…………… ☎973-3177